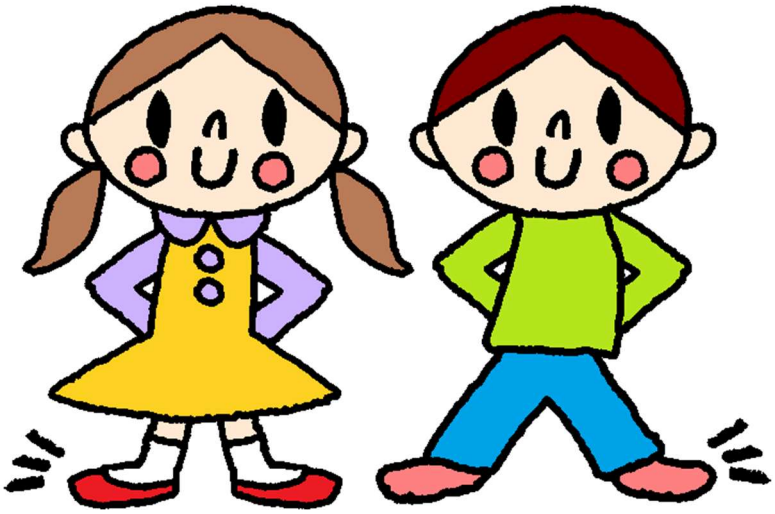
武蔵野市学童クラブ
入会案内

令和９年度



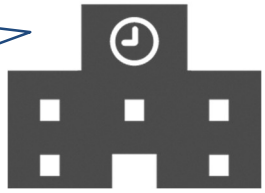
目次

◆放課後の過ごし方について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１ページ
◆『あそべえ』と『学童クラブ』の違い・・・・・・・・・・・・・・・２ページ
◆入会の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３ページ
◆入会申請の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６ページ
◆育成料について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７ページ
◆学童クラブの育成内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ページ
◆おやつの提供について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１ページ
◆延長育成の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２ページ
◆土曜日育成の利用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３ページ
◆障害のある児童の受入れについて・・・・・・・・・・・・・・・・・１４ページ
◆Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ １５ページ
◆民間学童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６ページ
◆武蔵野市学童クラブ一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８ページ

武蔵野市地域子ども館
（あそべえ・学童クラブ）

武蔵野市では、市立小学校全 12 校で地域子ども館事業を実施しています。各地域子ども館には、『放課後子ども教室あそべえ』と『学童クラブ』があり、連携して運営を行っています。

「あそべえ」と「学童クラブ」は、
市立小学校全１２校の校舎内、敷地内
または隣接した場所に設置されています。



放課後の過ごし方について

●週に数回、習い事や塾のない時間帯に安全に過ごせる場所が欲しい。
●放課後の時間を自由に好きな遊びを楽しみたい。



あそべえ

あそべえとは、来たい時に来て好きな仲間と好きな遊びをする**“自由来所型の施設”**です。専任のスタッフが見守りの中、校庭や教室で安全に遊びます。

- 対象　学区に居住する小学生全児童
- 利用料　**無料**
- 利用方法　あそべえに利用登録する。※登録条件なし
- 過ごす場所　あそべえ教室、校庭、図書室
- 過ごし方　工作やゲーム、スポーツなど自由に過ごします。おやつ提供なし。

●毎日保護者が仕事から帰ってくるまで安全に過ごす場所が欲しい。
●放課後の時間を集団生活のルールを守って一定の生活リズムの中で過ごしたい。



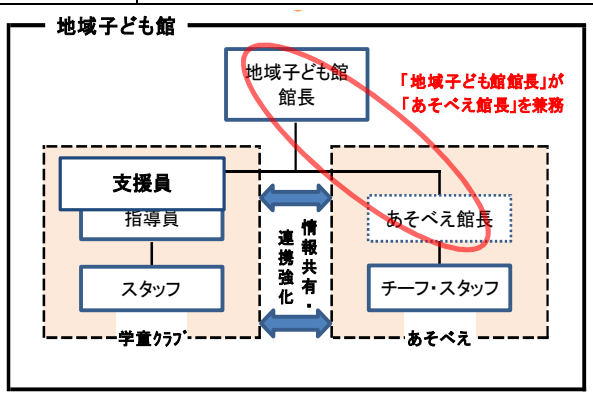
学童クラブ

学童クラブとは、保護者が就労等により放課後の時間帯に不在となるご家庭の児童をお預かりする施設です。**“毎日通う生活の場”**です。

- 対象　小学１年生～３年生（障害児は６年生）
- 利用料　**月額 8,000 円**
- 利用方法　入会申請書及び就労証明書等の提出後、審査を経て入会が決定されます。※入会条件あり
- 過ごす場所　学童クラブ室、校庭、あそべえ教室、図書室等
- 過ごし方　スケジュールに沿って集団で生活します。おやつ提供あり。

『あそべえ』と『学童クラブ』の違い

	あそべえ	学童クラブ
目的	来たい時に来て、好きな仲間と好きな遊びをします。スタッフの見守りの中、安全に過ごせる自由来所型の施設です。	入会児童はほぼ毎日通所し、集団の中で生活します。児童の健全な育成を目的とした福祉施設です。
対象	学区に居住する小学１年生～６年生	小学１年生～３年生 （障害児は小学１年生～６年生）
開所日	月曜日から土曜日まで　※日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）はお休み	
開所時間	【通常授業日】 教室開放：午後１時～午後５時 校庭開放：始業前１時間と放課後～午後５時 ※学校休業日は、始業前の校庭開放（早朝校庭開放）は行いません。 図書開放：（水曜のみ）放課後～午後５時 【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】 教室開放：午前９時～午後５時 校庭開放：学校により時間帯が異なる 図書開放：土曜日　午前９時～午後５時 長期休業中（水曜・土曜のみ） 午後１時～午後５時	【通常授業日】 授業終了後～午後６時 【土曜日・夏休み等市立小学校休業日】 午前８時～午後６時 ※土曜利用の詳細は 14 ページをご覧ください。 【延長育成】 午後６時１分～午後７時 ※別途、登録が必要です。延長育成料がかかります。
利用料	**無料**	育成料　月額 8,000 円 延長育成料　月利用登録：月額 2,000 円 日利用登録：日額　500 円
入会条件 登録条件	なし ※国立私立に通う児童は、原則として、居住する学区のあそべえに登録できます。学区外のあそべえに登録を希望する場合は申請書の提出が必要です（審査があります）。	・市内に住所を有すること ・保護者の就労、就学、疾病・障害、家族の介護・看護などにより放課後の時間帯に保護者が家庭にいないこと。※証明する書類の提出が必要 ※詳しくは５ページをご覧ください。
申請時期 登録時期	小学校入学後 ４月１日から登録可能ですが、１年生は４月中の給食開始前の期間、必ず一度帰宅し昼食後からのご利用となります。	一斉入会受付期間： ４ページをご覧ください。



「あそべえ」と「学童クラブ」をあわせて「地域子ども館」として運営しています。合同イベントの開催も行っています。

また、運営にあたっては学校や地域の方々の協力をいただいています。

※「地域子ども館」事業は公益財団法人武蔵野市子ども協会に運営委託しています。

入会の手続きについて

■入会資格

以下の要件をすべて満たす児童です。

①武蔵野市内に住所を有すること

②小学校１年生から３年生まで（障害児枠での学童クラブ入会児童は６年生まで）

③保護者が就労、就学、疾病・障害、家族の介護・看護などにより昼間家庭にいないため授業の終了後に家庭において保護者の適切な監護を受けられないこと

ただし、令和９年度４月１日時点で保護者が 18 歳未満の方、６５歳以上の方は③の要件を除く。

なお、以下のいずれかに該当する場合は原則として入会できません。

・以下３点のいずれかを満たさない場合

（1） 就労日は１日当たり４時間以上勤務

（2） 就労日数は週３日以上（月曜日～土曜日）

（3） 午後３時時点で勤務あり（勤務終了時間が午後３時の場合も含む）

・育児休業中の場合

また、上記①～③の入会資格要件をすべて満たしていても、以下のいずれかに該当する場合は入会することができません。

・著しく心身に障害のある場合
・感染性の疾病等にかかっている場合
・学童クラブにおいて事業を実施するにあたり支障があると市長が認める場合
・学童クラブ育成料等を６か月分以上滞納している場合

※法改正により平成 27 年度から学童クラブの対象は小学校全学年に広がりましたが、武蔵野市では、入会希望児童数の増加により希望者全員を受け入れることが困難であるため、当面の間は１年生から３年生（障害児枠での入会児童については６年生）までを入会対象とします。放課後を過ごす居場所として全児童を対象とした「あそべえ」「民間学童クラブ」もありますのでご利用ください。

■申請受付

年度ごとに入会申請が必要です。在籍児童も入会申請は毎年必要です。**令和８年度申請分から受付方法が電子申請のみ※となりました。**

※医療的ケアが必要な児童、育成料・延長育成料に滞納がある方は電子申請はできません。市役所窓口でのみ受付となります。事前にご連絡ください。



■電子申請

電子申請は、以下のフォームよりお手続きください。必ず申請に必要な書類をご確認、ご用意したうえで申請ください。不備等により再提出や追加提出となった場合は、書類がすべてそろった時点で受付完了となります。通信端末や通信環境に不安のある方は、市役所児童青少年課窓口にタブレット端末をご用意しております。ご活用ください。

【電子申請に必要なもの】

・パソコンまたはスマートフォン

・申請に必要な書類のデータ

【申請フォーム】

https://logoform.jp/form/SK8e /1753581

■一斉入会受付期間

電子申請	10月13日（火）0：00～11月13日（金）23：59
児童青少年課窓口	10月13日（火）8：30～11月13日（金）17：00 ※窓口受付は医療的ケアが必要な児童、育成料・延長育成料に滞納がある方のみ受付となります。対象外の方は受付できません。

※各学童クラブでは受付しておりません。一斉入会受付期間内の申請を優先に入会決定します。

■随時入会受付期間

（4月1日入会を希望する場合は、3週間前の3月11日までに申請してください。）

電子申請	12月15日（火）0：00～
児童青少年課窓口	12月15日（火）8：30～ ※窓口受付は医療的ケアが必要な児童、育成料・延長育成料に滞納がある方のみ受付となります。対象外の方は受付できません。

■申請に必要な書類

市ホームページよりダウンロードした書類をPDFまたは画像データ等でアップロードしていただきます。

① **申請書**

・【全員】学童クラブ入会申請書（兼家庭調査表）（電子申請の場合、直接入力です）

・【希望する方】学童クラブ延長育成利用（登録・変更・解除）申請書兼届出書

・【該当する方で希望する方】土曜日利用申請書

・【該当する方】おやつアレルゲン食品等申請書

② **保護者の監護に欠けることを証明する書類等**

5ページのいずれか該当するもの。保護者双方の書類が必要です。兄弟姉妹で申請する場合、書類は保護者各1部で構いません。

保育所等の利用申請のための就労証明書等をご自身でコピーしていただき、学童クラブの申請時にご提出いただくことが可能です。ただし、保育所等と学童クラブでは入会審査基準が異なるため、不備があった場合、再提出を求めることがあります。

保護者の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員など被雇用者の方	◆就労証明書（武蔵野市指定様式をご使用ください） ◆不規則勤務の場合は、勤務先が作成したシフト表や勤務表など（原則直近１か月分）	・勤務先で記入してもらってください。 ・記入日が3か月以内のものを提出してください。 ・勤務実態について不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業や個人事業主など本人が就労の証明書を記載する方	◆就労証明書 ◆タイムスケジュール表 ◆就労を証明する添付書類（下記の２つの書類） ①【自営を証明する書類】 ・登記簿謄本　営業許可証　開業届出書　の写し ②【収入を証明する書類】 ・前年分の確定申告書の写し（第一表及び第二表） ・売り上げを証明する書類（様式は問いません）	・記入日が3か月以内のものを提出してください。 ・就労していることを客観的に証明する書類を添付してください。左記の書類が提出できない場合は、児童青少年課までご相談ください。
就学中の方	◆在学証明書または学生証（写） ◆授業の時間割 ◆タイムスケジュール表	・放課後に児童の監護が困難であることを証明する書類を提出してください。
疾病・障害のある方	◆医師の診断書等または障害者手帳（写） 介護認定証等 ※診断書に、家庭で監護できない具体的な理由の記載が必要です。	
ご家族の看護や介護がある方	◆（対象の方の）医師の診断書等または障害者手帳（写） ◆タイムスケジュール表	
求職活動中の方	◆ハローワークの登録票（写）等 または求職に関する誓約書 ◆タイムスケジュール表	・求職活動中の学童クラブの利用は、年度中に１回限り、３か月が限度です。 ※入会日から３か月以内に「変更届」と新たな勤務先の就労証明書を提出してください。

⚠ 個人情報の取り扱いについて

入会申し込み時等に提供された、児童とその世帯の個人情報については、武蔵野市個人情報の保護に関する条例に基づき、学童クラブ事業の目的のみに使用し、厳正に取り扱います。
児童の氏名や写真を施設内に掲示したり、学童クラブだより等に掲載したりする場合があります。
氏名の掲載等に差支えのある場合は、学童クラブまでお申し出ください。

入会申請の流れ

入会申請書類の準備

添付書類はデータで用意するか、紙書類をスマートフォン等で写真に撮って準備をしてください。

オンラインで入会申請

申請内容に不備があった場合、１週間以内にご登録いただいたメールアドレスに修正依頼をお送りします。

不備のない書類がすべてそろった時点で審査に進むことができます。不備があり、再提出が一斉入会受付期間内に間に合わない場合は、随時申請となります。

※令和９年度の一斉入会受付期間は 10 月 13 日～11 月 13 日。令和９年度随時受付は、12 月 15 日（火）より開始します。

入会審査

児童青少年課で審査を行います。

入会決定通知の送付

郵送にて通知します。

※一斉入会受付期間に申請した方は、１月下旬に発送予定です。

入会説明会の実施

学童クラブで説明会を行います。決定通知が届いたら、必ず学童クラブへ電話連絡し、日程調整を行ってください。

学童クラブ登所

※一斉入会受付期間に申請をした方は、決定通知にて入会説明会の日程を同封いたします。２月中旬から３月中旬に開催予定です。

※年度途中の随時入会申請では、申請書類が提出されてから学童クラブ登所まで、３週間程度がかかります。余裕をもって早めの申請をお願いします。なお、入会希望クラブの定員に空きがあり、入会の要件を満たしていれば、入会可能です。

一斉入会受付期間を過ぎての申請も可能ですが、**一斉入会受付期間内の申請を優先に入会決定します。また、令和９年度随時入会受付は１２月１５日（火）より開始します。なお、４月１日入会を希望する場合は、３週間前の３月 11 日までに申請してください。**

育成料について

■令和９年度　学童クラブ育成料

１人１か月　　8,000 円

※兄弟姉妹で同時に入会している場合、２人目からは１人１か月 6,000 円

※育成料の日割りはできません。月途中の入会や退会の場合でも１か月分の育成料が発生します。

■納入方法

育成料の納付方法は原則、口座振替です。やむを得ず口座振替ができない場合は、納入通知書を郵送します。納入通知書記載の金融機関で納期限までに確実に納付してください。

■口座振替登録手続き

以下のいずれかの方法により口座振替登録手続きを行ってください。

①WEB 口座振替受付サービスによる手続き

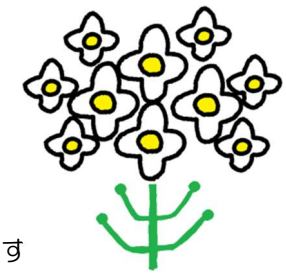
パソコンやスマートフォンから、インターネットを利用して口座振替の申し込みができます。入会決定通知書（１月下旬送付予定）に同封する登録案内に沿ってご登録をお願いします。

②口座振替依頼書を金融機関窓口に提出

入会決定通知書（１月下旬送付予定）に同封する口座振替依頼書を取扱い金融機関店舗に提出することにより口座振替の登録ができます。

育成料の減免制度について

下記の①もしくは②に該当する場合は、申請をすることにより育成料及び延長育成料が免除されます。免除は年度ごとに毎年申請が必要で、免除が決定するまでは育成料及び延長育成料の納付義務があります。（減免の決定後、納付済の育成料は還付します。）



■対象

①　生活保護法の被保護世帯の場合

②　令和８年度住民税非課税世帯の場合（※）

※寡婦又は寡夫に係る住民税の税額の計算については、地方税法の規定を適用します

■申請時期

①に該当する方…令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで

②に該当する方…令和９年度の税額確定日（例年６月中旬）から令和 10 年３月 31 日まで

※当該年度内の申請のみ受け付けます。

■申請方法

電子申請（一部電子申請ができない場合があります。詳細はホームページをご確認ください）

詳細は入会決定通知に同封するお知らせにてご確認ください。

学童クラブの育成内容について

育成時間

	月曜日～金曜日	土曜日
8:00 17:00 18:00	（通常授業日）　　授業終了後～18:00 （夏休み等市立学校休業日）8:00～18:00	8:00～18:00 ★別途登録必要
19:00	（延長育成）　　18:01～19:00　★別途登録必要	

※延長育成については 13 ページ、土曜日育成については 14 ページをご覧ください。

主な一日の流れ

基本的な一日の流れは次のとおりです（季節や行事等により、時間・活動内容は異なります）。

例１）通常授業日のスケジュール

下校時から　〇登所
〇自由遊び
（室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など）
15：30　〇おやつ　〇室内遊び
16：30　〇片づけ・掃除　〇帰りの会
17：00　17 時帰り児童の帰宅
18：00　18 時帰り児童の帰宅

延長育成（有料）
18：01　延長育成時間開始
19：00　延長育成時間終了

例２）学校休業日のスケジュール

8：00　〇登所　〇朝の会　〇学習
〇自由遊び（室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など）
12：00　〇昼食
13：00　〇自由遊び（室内外で自由・集団遊び、宿題、読書など）
15：30　〇おやつ　〇室内遊び
16：30　〇片づけ・掃除　〇帰りの会
17：00　17 時帰り児童の帰宅
18：00　18 時帰り児童の帰宅

延長育成（有料）
18：01　延長育成時間開始
19：00　延長育成時間終了

〇自由遊び・・・室内ではボードゲームやカードゲーム、工作やままごと、校庭では鬼ごっこやボール遊びなどをして自由に遊びます。学童クラブにより、けん玉検定・コマ検定などもあり様々な遊びに挑戦しています。

〇お や つ・・・学童クラブでは市販のお菓子や果物等を提供しています。食品衛生上「手作りおやつ」は原則として提供していません。
※食物アレルギーがある方は 12 ページをご覧ください。

〇行　　事・・・お楽しみ会等学童クラブ全体で取り組みます。

学童クラブへの連絡等について

■連絡等について

学童クラブでは利用者支援アプリ（安心でんしょばと）を導入しており、児童が登所・降所した際はアプリやメールで通知します。クラブと保護者間の連絡は、アプリまたは電話を利用します。また、クラブからのお知らせやお便りは、アプリを通して配信します。

■欠席・早退・怪我対応等の連絡について

学童クラブの出欠予定や、学童クラブを利用する時間は、アプリからご登録ください。登録締切時間を過ぎた場合は電話にてご連絡ください。児童からの休みや早帰りの申し出は受け付けません。また、習い事等で一度学童クラブを早退した後に再度登所すること（中抜け）は、お子様の安全管理上の理由からお受けできません。なお、電話等でご連絡いただいた際、安全のため折り返し電話をして確認する場合があります。病気や怪我など緊急の際は学童クラブから保護者へ連絡し、お迎えに来ていただく場合があります。

■お弁当について

学期始めや学校休業日等給食のない日は、お弁当を持参してください。遅れて届ける場合は正午までに届けてください。児童の安全のため、登所後に児童本人が家にお弁当を取りに戻ることはできません。飲み物は、水または麦茶等を用意します。水筒を持たせる場合は、ジュース等はご遠慮ください。

長期休業期間中の弁当配食事業は、市が子ども協会へ斡旋し、同協会が実施しております。詳細は、長期休業期間開始前にクラブからお知らせいたします。

■服薬について

学童クラブでは、支援員による服薬管理等はできません。児童が常用している薬がある場合は、自分での服薬を可能にしたうえで、持参させてください。薬を飲む時間を連絡いただければ、その時間に薬を飲むよう促すことはできます。

■入会時にご用意いただくものについて

上着、下着、靴下等（着替えは季節に合わせて取り替えてください。）、上履き、防災ずきん１つ（学童クラブによる）、置き傘１本　※各自の持ち物には必ず記名してください。

詳細は各クラブの新入会説明会等でご確認ください。

■学童クラブへの登降所について

学童クラブへの登降所の道順は、入会前に保護者と児童で確認しておいてください。また、児童が自転車で通所すること、保護者が車で送迎することはできません。

■変更届について

保護者の住所・連絡先や勤務先・就労形態などが変わった場合は、速やかに電子申請にて「変更届」を提出してください。転職・就労形態の変更の場合は新たな勤務先の就労証明書も提出してください。提出先については「令和９年度学童クラブ入会申請について」をご覧ください。

■退会について

保護者が仕事を辞めたり、育児休業を取得したりして、家庭での監護が可能になった場合は、学童クラブの入会要件から外れるため、退会となります。退会には、退会届の提出が必要となります。退会をする月の末日までに電子申請にて退会届をご提出ください。

退会届の提出がない限り、翌月以降の育成料が発生しますのでご注意ください。また、疾病等の

特別な理由が無く、長期間学童クラブを欠席した場合や著しく出席が少ない場合は退会していただくことがあります。提出先については「令和９年度学童クラブ入会申請について」をご覧ください。

災害・緊急時の通信手段

災害・緊急時に備えて、各学童クラブには固定電話のほか複数の通信手段を導入しています。詳細は、入会決定後に各学童クラブから配布される『災害発生時における学童クラブの対応について』をご覧ください。

１　**携帯電話**・・・災害・緊急時に使用します。戸外育成のときにも使用します。

２　**緊急連絡システム（メール配信サービス）**・・・利用者支援システムから登録者に一斉にアプリ通知又はメールを配信します。詳しくは、入会決定後学童クラブから配布予定のシステム登録案内をご確認ください。

大規模震災時の児童の引き渡し

大規模震災時は、学童クラブの支援員は児童を引率して市の一時（いっとき）集合場所避難所である各市立小学校またはクラブへ避難してから、児童を緊急引取者に引き渡します。

保護者への個別連絡が不可能と判断した場合、別紙でご提出いただく「児童調査票」の緊急引取者欄に記載の引取者で、最も早く引取りに来た方に児童を引き渡します。

また、各家庭で、次の①②について、どう対応するかをご家庭での約束事として事前に決めていただき、「児童調査票」にご記入ください。

①　児童登所前に災害が発生し、児童が登所中の場合において、児童は学童クラブに向かうか、自宅に戻るか（学校授業期間中で私立学校の児童がクラブに登所中の場合は、クラブに向かうかまたは学校に戻るか）。

②　児童降所後に災害が発生し、児童が降所中の場合において、児童は学童クラブに戻るか、自宅に帰るか。

台風等の場合の児童の引き渡し

台風や大雪等により、学校が休校や授業時間の短縮などの対応をした場合は、基本的には児童の安全を確保するため可能な限り自宅待機をお願いします。保護者のやむを得ない事情により自宅での監護が難しい場合には、学童クラブで以下のとおり受け入れを行います。ただし、学童クラブ登所・降所の際は、原則保護者の送迎をお願いします。



１　開所時間

①　学校が一日休校の場合…午前８時から午後６時まで

②　学校時間が早まる場合…下校時間から午後６時まで

③　学校時間が遅れる場合…午前８時から登校時間及び下校時間から午後６時まで

２　延長育成時間　午後６時１分～７時

３　その他

危険が見込まれる場合やお子様が独力で帰宅できない場合には、直接学童クラブで児童を緊急引取者に引き渡します。保護者への個別連絡が不可能と判断した場合、別紙でご提出いただく「児童調査票」の緊急引取者欄に記載の引取者で、最も早く引取りに来た方に児童を引き渡します。

おやつの提供について

学童クラブでは、子ども達が放課後の時間を過ごすエネルギー源となるよう、補食としておやつの提供を行っています。

■おやつの内容

生協等に発注する市販のお菓子や果物、パン、お惣菜等（焼きおにぎり、バナナ、ヨーグルト等）が中心のメニューです。栄養がバランスよく摂れるよう支援員が工夫をしてメニューを決めています。（※学童クラブには、栄養士や調理師は在籍していません。）

■提供時間

原則午後３時 30 分～４時の間におやつの提供を開始します。午後３時 30 分より前に児童が帰宅する場合、おやつの提供はできません。また、衛生管理や食物アレルギーを持つ児童の誤食防止のため、おやつの持ち帰りはできません。なお、おやつの提供時間は、学校の授業や学童クラブ行事等の関係で前後することがあります。

■食物アレルギー等に関する個別対応について

食物アレルギー等によりクラブで提供するおやつを食べることができない場合は、事前に「おやつアレルゲン食品等申請書」の提出が必要です。学童クラブ支援員と面談の上、以下のいずれかの対応をとります。

① 学童クラブでアレルゲン食品を除去したおやつの提供を行う。
② 家庭からおやつを持参する。

ただし、以下の場合は安全管理上学童クラブで除去食の提供ができませんので、おやつの持参をお願いします。この場合、育成料を月額 1,800 円（おやつ代相当額）減免いたします。

ⅰ）児童が食物アレルギーによりアナフィラキシー症状を起こす可能性がある場合
ⅱ）アレルゲン食品が多く、クラブでの完全除去が困難な場合
ⅲ）卵、小麦、乳の３品目の内、１品目にでも食物アレルギーを有している場合（※ただし、卵でも生卵のみ、乳でも牛乳のみなど、アレルゲン物質が限定的で学童クラブにおいて個別除去対応が可能と判断される場合は、①の対応となる場合があります）
ⅳ）診断書等の写しの提出がない場合
ⅴ）その他、支援員と保護者、児童青少年課で協議し、必要性が認められると判断した場合

■申請方法

医療機関で検査を行った上で、以下の書類を入会申請時に提出してください。

① 新規入会の場合…「おやつアレルゲン食品等申請書」及び申請日から１年以内の※診断書等の写し
② 継続入会の場合…「おやつアレルゲン食品等申請書」
（体質に変化があった場合や、直近で検査を受けた場合は写しも提出）

※学校へ提出する「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の写しも診断書等として利用できます。学校へ提出する前に写しをおとりください。

延長育成の利用について

就労等により、帰宅時間が遅い保護者のため午後７時までの延長育成を行っています。利用には、延長育成料がかかります。別途申込みが必要です。

■延長育成時間

全開所日の午後６時１分から７時まで

■育成内容

延長育成の時間帯は学習や読書等クラブ室内で静かに過ごします。飲食物の提供は行いません。

■登録要件

学童の入会要件を満たし、学童クラブに通っていること。（※延長育成のみの利用はできません。）

■登録方法

『延長育成利用（登録・変更・解除）申請書兼届出書』を入会申請時に提出してください。

■利用方法

①利用予定の登録

利用者支援アプリで児童の登所予定時間を登録

②利用当日の実績確認

延長育成を利用した当日は、お迎えに来た際に利用実績の確認としてお迎え表にサインを記入（利用者支援アプリの活用に伴い、変更の可能性があります。）

③延長育成料の支払い

延長育成料は実績に基づき、翌月請求し翌月末納期限（口座振替の場合は、翌月末引き落とし）

■延長育成料

月単位で利用の場合・・・月額 2,000 円　　日単位で利用の場合・・・日額　500 円

※月単位で利用の場合、当該月に１度も利用がなかった場合でも月額料金が発生します。

※日単位で利用の場合、上限額の設定はありません。

※料金体系の利用区分は、当該月の途中での変更はできません。変更や登録の解除をしたい場合は、**前月末までに**電子申請にて「延長育成利用（登録・変更・解除）申請書兼届出書」を提出してください。

■利用ルール

- 延長育成を利用する場合は、保護者またはそれに代わる者（原則中学生以上）の迎えが必須です。トラブル防止のため、保護者以外の方（祖父母やヘルパー等）が迎えにくる場合は、身分証等の提示をお願いする場合があります。
- 延長育成利用をキャンセルし、児童を集団下校させる場合は、午後６時前までにクラブへ連絡をお願いします（児童の１人帰りは午後６時までのため）。
- 午後６時１分を過ぎてクラブに残った場合は、延長育成を利用したことになります。ただし、児童の病気や怪我等でクラブから保護者へお迎えを要請して遅くなった場合を除きます。
- 電車の遅延でやむを得ず午後６時１分を過ぎてしまった場合は、クラブへ連絡の上**必ず遅延証明書を提出してください。**遅延証明書の提出があった場合、当日の延長育成料はかかりません。
- 延長育成時間は午後７時までです。お迎えの時間は厳守願います。電車の遅延でやむを得ず午後７時を過ぎる場合は、その旨を直ちにクラブへ連絡のうえ必ず遅延証明書をご提出ください。

土曜日育成の利用について

土曜日も保護者の就労等により家庭で適切な監護を受けられない児童を対象に、土曜育成を行っています。利用には、別途申込みが必要です。

■開所日

毎週土曜日（ただし、12月29日～１月３日、祝日を除く）

■開所時間

午前８時から午後６時まで（延長育成　午後6時1分～7時）

■登録要件

・学童の入会要件を満たし、平日も学童クラブに通っていること。（※土曜日のみの利用はできません。）

・保護者の就労、就学、疾病等の理由により、土曜日に家庭で適切な監護を受けられない児童。

※就労証明書の「就労時間」に土曜日が含まれていること、または「備考欄」に土曜日に出勤する場合がある旨の記載があることが必要。

■登録方法

入会申請書類の提出と同時に「土曜日利用登録申込書」を提出してください。

■利用方法

利用者支援アプリで期日までに利用日等の登録をしてください。追加や変更はその週の木曜日までにクラブへ連絡が必要です。（詳細は各クラブの新入会説明会等でご確認ください。）

■注意事項

・土曜利用登録の承認後は、保護者が就労等により家庭で児童をみられない日のみ、土曜育成をご利用ください。申請時の理由以外による利用があった場合、登録を取り消す場合がございます。

・アプリで利用登録をした後に利用をキャンセルする場合は必ずクラブに連絡してください。



障害のある児童の受入れについて

■対象児童

・学童クラブの入会要件を満たした小学１～６年生までの児童。

・障害の程度はおおむね軽度及び中程度で、集団生活に適応することができる児童。

※学童クラブに配置している支援員は、研修等の受講はしておりますが、障害に対応する資格は有しておりません。また、集団の中での育成となりますのでご留意ください。

※愛の手帳をお持ちの児童に対応している民間学童クラブがあります。詳しくは 17 ページを参照ください。

■受入人数

各学童クラブの在籍児童（障害児を除く）おおむね 20 人につき１人まで

例）在籍児童 40 人の学童クラブは２人まで

■入会条件

・自宅等から学童クラブへの登所・降所の際には、保護者またはこれに代わる者が付き添うこと。

・通っている学校と在籍する学童クラブの場所が異なる場合、学校から学童クラブまでの登所や、学童クラブ外で行う学校の課外活動（吹奏楽等の部活動等）への送迎は保護者またはこれに代わる者が付き添うこと。

※入会後、児童の状態により送迎等の必要はないとお考えの場合には、学童クラブにご相談ください。条件の解除を申し出ることができます。解除にあたっては、学童クラブと保護者で相談し、お子様の様子を見ながら段階的に行います。

■入会申請から入会決定までの流れ

入会にあたっては、申請書類に加えて、障害者手帳(写)または診断書(写)及び「学童クラブ障害児枠入会申請書」の提出が必要になります。

令和７年度入会から、４年生以上の入会希望者については、発行日より３か月以内の診断書(写)の提出が必須となっています。

その後、１月下旬の入会審査会で児童に必要な介助の程度や施設の状況を踏まえて、安全に集団生活を送ることができるかどうかなどを検討します。（その資料とするため、保護者の方の同意を得たうえで、就学支援シートや保育園などで児童の普段の生活を見させていただきます。）

入会の可否は２月中旬にお知らせする予定です。

医療的ケア児童の受け入れについて

★医療的ケアが必要な児童の入会を希望される場合は、入会申請書の提出前に児童青少年課にご相談ください。

また、入会申請の受付は児童青少年課の窓口のみになります。電子申請や各学童クラブでの受付はできませんので、ご注意ください。

Q & A

区分	Q.	A.
申請	転入・転居予定だが、申請することができるか。	転居先が決定しており、転居先がどこの小学校区であるかを特定できれば可能です。入会申請書の備考欄にご記入の上、受付時に転入・転居予定であることを必ずお申し出ください。また、小学校入学の手続きのため、事前に教育支援課（電話 60-1900）への連絡も必要です。
申請	保育所等の利用申請にあたり子ども育成課に提出した就労証明書を学童クラブの入会申請に転用するのは可能か。	学童クラブ用の就労証明書のご提出をお願いいたします。保育所等の利用申請のための就労証明書等をご自身でコピーしていただき、学童クラブの申請時にご提出いただくことが可能です。ただし、保育所等と学童クラブでは入会審査基準が異なるため、不備があった場合、再提出を求めることがあります。
申請	産休・育休中は入会できるか。	産休中の場合は入会の要件を満たしますが、原則育児休業中は入会要件に該当しません。ただし、入所後１か月以内に復職するのであれば入会することができます。（例 ４月１日入会の場合は５月１日までに復職）育休中で入会された場合、復職後に復職証明書をご提出いただきます。なお、育休中であっても疾病・障害、家族の介護・看護により家庭で監護ができない場合はご相談ください。
申請	国立・私立に通う予定だが、学童クラブに入会申請できるか。	お住まいの小学校区にある学童クラブに申請することが可能です。 なお、市立小学校の授業時間・休業期間に合わせて開所しています。
申請	日によって就労の時間や場所が変わる場合はどのような書類の提出が必要か。	「就労証明書」とあわせて勤務先が作成した「シフト表」や「勤務表」を提出してください。勤務表から就労時間が読み取れない場合、タイムスケジュール表の提出を求める場合もあります。
申請	申請後に住所や勤務先が変更になった場合はどうするか。	「変更届」等の提出が必要になります。届出についてはご相談ください。勤務先の変更の場合は、新たな勤務先の就労証明書も提出してください。
申請	申請後に都合により申請を取り下げたい場合はどうするか。	「取下届」の提出が必要になります。また、一旦入会後に退会したい場合は「退会届」の提出が必要です。提出がない場合、育成料が発生します。
申請	郵送での申し込みはできるか。	郵送での受付はございません。電子申請のみでの受付となります。
育成	夏休み等、長期休業中のみ入会することはできるか。	現在のところ、長期休業中のみの一時的な入会は受け付けておりません。
育成	送迎は必要か。	基本的に送迎は不要です。午後５時・６時に帰宅する子どもたちは同じ方面の児童とまとまって帰ります。ただし、障害児枠で入会する児童は送迎、延長育成を利用する際はお迎えが必要です。
育成	児童が怪我した際の保険には加入しているか。	児童の万一の事故や怪我に備え、傷害保険に加入していますが、見舞金程度の額を給付するものです。

民間学童クラブ

★市内には公設学童クラブ以外にも民間の学童クラブもあります。入会申請は各施設へ直接お申込みください。

（※以下のクラブは市に放課後児童健全育成事業の届出が出ているクラブです。）

元気っこのびのび	
入会対象	小学１年生～６年生までの保育を必要とする児童
定員	35 名
利用時間	開所時間　午前７時～午後８時　／　基本保育時間　午前８時 30 分～午後６時
料金	入室金　10,000 円 低学年　月額 17,000 円／中学年　月額 15,000 円／高学年　月額 12,000 円 おやつ代　月額 4,000 円　／　給食　300 円／１回
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始
住所	境 1-16-34-101　ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾑむさしの
電話番号	0422-53-5019
必要書類	入園申込書（当施設にて直接受け渡し）
申請受付期間	随時

千川さくらっこクラブ	
入会対象	保護者の就労などで放課後の監護を受けられない武蔵野市在住の児童 愛の手帳を持っている小学１年生～６年生で、ある程度の集団生活が出来るお子さんにも対応しています。
定員	10 名
利用時間	下校後～午後６時（長期休みは午前８時 30 分～・振替休み等は午前９時～）
料金	育成料月額 10,000 円または 8,000 円(減免制度あり)/おやつ代、送迎費別途あり
休業日	土日祝・年末年始、８月中旬の平日５日間
住所	中町２-15-14 （障害者福祉センター改装工事のため、令和８年１月～令和 11 年９月頃まで仮設施設で運営いたします）
電話番号	0422-51-4008
必要書類	入会申請書、保護者の就労証明書等（千川さくらっこクラブ、市役所児童青少年課にて配布）
申請受付期間	令和８年 12 月１日（火）～12 月 25 日（金）

ASHITA∞キッズ吉祥寺学園	
入会対象	武蔵野市在住で、保護者の就労等により放課後の監護を必要とする小学１年生から４年生児童
定員	49 名（在校生を含む）
利用時間	月水金午後３時・火木午後３時 30 分から午後６時まで ／ 長期休み期間は午前９時から午後５時まで
料金	日額 基本料 1000 円に加え、利用開始時刻から 30 分毎 100 円の従量制（おやつ代込・送迎なし）＊月額上限 15,000 円（夏・冬休みは別途料金設定あり）
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始、お盆、および一部の学校行事日など
住所	緑町 2-1-10　吉祥寺学園初等部内（東館）
電話番号	固定：0422-27-8588、携帯番号：080-6545−7369
その他	例年３月末から新入生および在校生を優先して受け付けますので、空き状況等は４月中旬以降に ASHITA∞キッズ吉祥寺東学園までお問い合わせください。

武蔵境すみれ学童クラブ	
入会対象	小学校 1 年生～6 年生までの保護者の就労等により保育を必要とする児童
定員	35 名
利用時間	下校時～午後６時　延長有り　　長期休みは（土曜除く）午前８時～午後６時
料金	入会料 10,000 円　月額 14,000　円　延長料金 500 円/30 分 おやつ代 4,400 円（税込）/月　給食代 550 円（税込）/1 食　スポット料金 5,000 円/1 日 独自のサービス　ダンス、造形、ピアノは別途料金
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）　土曜日（利用者の希望がない）
住所	境 1-17-16 グレースフラット境３階
電話番号	0422-38-8065
必要書類	入会申込書　当学童クラブにてお渡し
申請受付期間	随時

三楽キッズクラブ武蔵野	
入会対象	小学１年生～６年生までの保護者の就労等により保育を必要とする児童
定員	35 名
利用時間	（正規育成時間）放課後～午後６時　/（延長育成時間）午後６時～午後８時
料金	育成料月額 10,000 円　/　おやつ代月額 2,000 円
休業日	日曜日、祝祭日、年末年始、災害や感染症等による学校の臨時休校日等
住所	吉祥寺本町 2-20-3　Ｃｉｍａ２階
電話番号	問合せ先：0422-27-6355（施設）、048-778-7783（事務局）
必要書類	入室申請書・保護者の就労証明書等（施設ホームページよりダウンロード）
申請受付期間	一斉受付令和８年 11 月５日(木)～12 月 10 日(木)　（随時の受付も行っています）

武蔵野市学童クラブ一覧

クラブ名	該当学区	定員	所在地	電話・ＦＡＸ
一小こどもクラブ	第一小学校	183 名	吉祥寺本町 4－17－16 第一小学校校庭内	21-3226
二小こどもクラブ	第二小学校	140 名	境 4－2－15 第二小学校校舎内	51-5815
三小こどもクラブ	第三小学校	105 名	吉祥寺南町 2-35-6 及び吉祥寺南町 2-35-9 第三小学校隣接	45-5323
四小こどもクラブ	第四小学校	105 名	吉祥寺北町 2－4－5 第四小学校校舎内	22-4398
五小こどもクラブ	第五小学校	170 名	関前 2－10－20（第五中学校敷地内仮設校舎）	53-3740
大野田こどもクラブ	大野田小学校	151 名	吉祥寺北町 4－11－37 大野田小学校校内	54-1900
境南こどもクラブ	境南小学校	222 名	境南町 2-27-18 及び境南町 2-27-27　境南小学校校庭内	31-4588
本宿こどもクラブ	本宿小学校	90 名	吉祥寺東町 4－1－9 本宿小学校校舎内	21-6555
千川こどもクラブ	千川小学校	93 名	八幡町 3－5－25 千川小学校校庭内	53-2248
井之頭こどもクラブ	井之頭小学校	167 名	中町３－９－５（第一中敷地内体育館棟）	54-9333
関前南こどもクラブ	関前南小学校	140 名	関前 3－37－24 及び関前 3-37-26　関前南小学校隣接	53-4551
桜野こどもクラブ	桜野小学校	220 名	桜堤 1-8-19 桜野小学校校舎内	53-3404

★入会できる学童クラブは原則として、お住まいの小学校区にある学童クラブになります。　（R8．4．1 現在）

武蔵野市立小学校学区

学　区	区　　域
第一小学校学区	吉祥寺本町１丁目１～11 番、吉祥寺本町２丁目１～20 番、24～34 番、吉祥寺本町４丁目全域、中町３丁目全域
第二小学校学区	境１丁目全域、境２丁目１～22 番、境３丁目全域、境４丁目１～15 番、関前５丁目全域
第三小学校学区	吉祥寺南町１～５丁目全域
第四小学校学区	吉祥寺東町１丁目１～６番、吉祥寺東町２丁目１～21 番、吉祥寺北町 1,2 丁目全域、吉祥寺北町３丁目１～４番、10 番１～12 号、47～79 号、11～14 番、15 番１～３号、20～34 号
第五小学校学区	西久保１～３丁目全域、関前３丁目２～５番
大野田小学校学区	吉祥寺北町３丁目５～９番、10 番 13～46 号、15 番４～19 号、16,17 番、吉祥寺北町 4,5 丁目全域、緑町１丁目１～３番、緑町２丁目１～３番、緑町３丁目全域
境南小学校学区	境南町１～５丁目全域
本宿小学校学区	吉祥寺東町１丁目７～25 番、吉祥寺東町２丁目 22～45 番、吉祥寺東町 3,4 丁目全域、吉祥寺本町１丁目 12～38 番
千川小学校学区	緑町１丁目４～８番、緑町２丁目４～６番、八幡町１～４丁目全域
井之頭小学校学区	吉祥寺本町２丁目 21～23,35 番、吉祥寺本町３丁目全域、中町 1,2 丁目全域、御殿山 1,2 丁目全域
関前南小学校学区	関前 1,2 丁目全域、関前３丁目１番、６～41 番、関前４丁目全域
桜野小学校学区	境２丁目 23～27 番、境４丁目 16 番、境５丁目全域、桜堤１～３丁目全域

※令和２年度から緑町１丁目４～８番は千川小学校、境２丁目 22 番は第二小学校の学区に変更。

武蔵野市子ども家庭部児童青少年課
〒180-8777 武蔵野市緑町 2-2-28　武蔵野市役所３階
電話　：0422-60-1853（直通）
FAX　：0422-51-9327